

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号 関連)

方針に基づき、建築物、工作物の建築や開発行為などについて、良好な景観の形成のための制限を定めます。これらの行為に関しては、景観法などに基づく市への届出が必要となり、それぞれの景観形成基準への適合が求められます。

なお、届出の区分及び市域全域の行為の制限と重点地区の行為の制限の優先適用と、届出対象行為における建築物、工作物の定義については、下記のとおりとします。

届出の区分	届出対象行為	景観形成基準	区域図
市域全域の行為の制限に関する事項	75 頁参照	76～90 頁参照	43 頁参照
重点地区の行為の制限に関する事項 (中央・駅前地区)	91 頁参照	91～94 頁参照	44 頁参照
重点地区の行為の制限に関する事項 (神田地区)	95 頁参照	95～99 頁参照	45 頁参照
重点地区の行為の制限に関する事項 (浅間大社周辺地区)	100 頁参照	101～105 頁参照	46 頁参照
重点地区の行為の制限に関する事項 (朝霧高原地区)	106 頁参照	106～107 頁参照	47 頁参照

《市域全域の行為の制限と重点地区の行為の制限の優先適用》

重点地区に届出対象行為及び景観形成基準の定めがある事項は、重点地区の行為の制限及び届出を優先し、定めのない事項は市内全域の行為を適用する。

《建築物、工作物の定義》

建築物：建築基準法第2条第1号に規定する建築物

工作物：高架水槽、冷却塔／煙突、排気塔／電波塔（自家用のテレビアンテナ等を除く）／記念塔、記念像／観光用昇降機、コースター、観覧車／高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋／垣、柵、擁壁／石油タンク、ガスタンク、サイロ／花壇／屋外に設置されたクレーン等の生産設備／太陽光発電設備、風力発電設備などの再生可能エネルギー発電設備／蓄電池設備／自動販売機（重点地区のうち浅間大社周辺地区に限る）／屋外広告物（重点地区のうち浅間大社周辺地区に限る）／その他これらに類するもの

1 市域全域の行為の制限に関する事項

1-1 届出対象行為

建築物の新築など	<p>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内で、延べ床面積1,000㎡を超えるもの ・住居系の用途地域又は市街化調整区域で、高さが10mを超えるもの ・商業、工業系の用途地域で、高さが15mを超えるもの ・太陽光発電設備の設置で、太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の新設など	<p>工作物（垣、柵、擁壁その他これらに類する物件及び太陽光発電設備を除く）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが10mを超えるもの ・橋りょうで長さが50mを超えるもの ・蓄電池設備などで、設置に係る面積（蓄電池設備を設置する際に敷地として整地し、フェンス等で囲む範囲を対象とする。）が1,000㎡を超えるもの <p>垣、柵、擁壁その他これらに類する物件で、高さが3mかつ長さが30mを超えるもの</p> <p>太陽光発電設備で、太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの</p>
開発行為	<p>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（農業の用に供している土地における地目を変更しない整備等は除く）で、以下に掲げる要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山等景観保全地域における1,000㎡以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における3,000㎡以上の行為
都市計画法で開発行為から除外されている行為	<p>1ha未満の野球場、遊園地、動物園などの運動・レジャー施設である工作物、墓園の建設に係るもの、又は、野球場、遊園地などの運動レジャー施設である工作物で、学校教育法による学校（大学を除く）の施設に該当するもの 都市公園法に規定する都市公園の施設に該当するもの及び自然公園法に規定する公園事業により建設される施設に該当するものの建設に係るもので、以下に掲げる要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山等景観保全地域における1,000㎡以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における3,000㎡以上の行為
その他	<p>土石の採取、その他土地の形質の変更</p> <p>土石の採取、その他の土地形質の変更（農業の用に供している土地における地目を変更しない整備等は除く）で、面積が以下に掲げる要件に該当するもの、又は変更による法面若しくは擁壁の高さが3mかつ長さが50mを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山等景観保全地域における1,000㎡以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における3,000㎡以上の行為
	<p>屋外における土石の堆積</p> <p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、面積が以下に掲げる要件に該当するもの、又は高さが3mを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山等景観保全地域における1,000㎡以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における3,000㎡以上の行為

1-2 景観形成基準

～ 建築物の新築など ～

項目	景観形成基準
配置等	<ul style="list-style-type: none"> 尾根線上や主要な眺望点から目につく丘陵地での建築物の配置は避ける。 主要な眺望点からランドマークとなる富士山などへの見通し線を確保する。
壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> 主要な道路に面する壁面の位置は、原則として道路から見て圧迫感を感じない距離を確保することとし、それが困難な場合は、中高木による植栽帯を設け、建築物の圧迫感、違和感を和らげる。
壁面の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 地形等と調和した変化のある建物配置や壁面に凹凸をつけるなど、陰影のある建築形態とする。 歩行者の目に留まりやすい建築物の低層部は、飽きのこない、永く愛されるデザインとする。 商業・業務施設、住宅などの建築物にあっては、窓、ベランダ、バルコニーの形態や仕上げ材を工夫することにより壁面を分節化する。 外壁の仕上げ材は、周辺景観になじみ、かつ耐久性や耐候性に優れた素材を使用する。また、反射の強い素材の使用を避ける。 自然に囲まれた場所においては、木材（富士ひのき等）や石材などの自然素材を積極的に活用する。
屋根の形態	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は、周辺の地形やまち並みなどの基調を確認し、これと調和する形状とする。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点や道路から見たとき、富士山や天子山系の稜線を遮らない建築高とする。 樹林地にあっては、後背地にある斜面緑地のスカイラインを遮ることなく、かつ斜面緑地ができるだけ多く見えるような建築高とする。 周辺のまち並みがつくるスカイラインに配慮した建築高とする。 市街化調整区域における高さは15m以下とする。ただし、景観上支障のない場合はこの限りではない。 重点地区「浅間大社周辺地区」の北側及び東側隣接地域については、重点地区内の視点場からの富士山眺望への影響に配慮し、2級市道北町宮町線、都市計画道路3・4・24阿幸地青見線、一般市道大宮48号線、一般市道大宮31号線、1級市道御殿町阿幸地線、1級市道富士宮駅中原線、一般市道大宮町2号線に囲まれた区域内における高さは25m以下とする。 <div data-bbox="922 1167 1417 1473" style="text-align: center;"> <p>周辺の建物とのボリューム・屋根形態の違いにより違和感のあるスカイラインとなっています。</p> <p>高さを抑えることにより滑らかなスカイラインとなります。</p> <p>高さを抑えることが困難な場合は、周辺と調和するような形態となるようにします。</p> </div>

項目	景観形成基準																																								
壁面、屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、富士山麓などの景観にふさわしい穏やかな色彩（下表に示す範囲）を用いることとする。あざやかさを抑えた落ち着いた色彩を基本とし、自然景観とよくなじみ、建材の標準色がもっとも多く設定されているYR（黄赤）、Y（黄）系の一部色相については、緩和された彩度基準の中で選択するものとする。 <p>基準色の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁</td> <td>10YR～5Y</td> <td>7.9～5</td> <td>2.5以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.9～5</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根</td> <td>10YR～5Y</td> <td>4.9以下</td> <td>2.5以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4.9以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ただし、上記の範囲内におさめることが困難と認める場合には、やや幅のある色彩の設定とした以下の範囲の色彩を用いることができるものとする。 最低基準色を用いる場合は、背景となる自然景観や近隣の建築物との調和に十分配慮し、周辺の環境から著しく突出するような色彩や富士山の眺望景観を阻害する色彩を基調とすることを避けること。 <p>最低基準色の範囲（外壁）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>色相</th> <th>トーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">富士山等 景観保全地域</td> <td>R、YR、Y、GY、G、BG</td> <td>L2、L3、M2</td> </tr> <tr> <td>無彩色（彩度0.5以下の全て）</td> <td>N2、N3、N4</td> </tr> <tr> <td>富士山等 眺望保全地域</td> <td>全て</td> <td>L2、L3、M2、 N2、N3、N4</td> </tr> </tbody> </table> <p>最低基準色の範囲（屋根）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>色相</th> <th>トーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">富士山等 景観保全地域</td> <td>R、YR、Y、GY、G、BG</td> <td>L3</td> </tr> <tr> <td>無彩色（彩度0.5以下の全て）</td> <td>N3、N4</td> </tr> <tr> <td>富士山等 眺望保全地域</td> <td>全て</td> <td>L3、N3、N4</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。 建築物の外壁の強調色（アクセントカラー）は、各壁面見付面積の10分の1以下とし、必要最小限の使用を基本とする。 ただし、屋外広告物の壁面広告及び屋上広告において、強調色を使用しているものは、外壁の強調色として積算するものとする。 	項目	色相	明度	彩度	外壁	10YR～5Y	7.9～5	2.5以下	その他	7.9～5	0.5以下	屋根	10YR～5Y	4.9以下	2.5以下	その他	4.9以下	0.5以下	対象区域	色相	トーン	富士山等 景観保全地域	R、YR、Y、GY、G、BG	L2、L3、M2	無彩色（彩度0.5以下の全て）	N2、N3、N4	富士山等 眺望保全地域	全て	L2、L3、M2、 N2、N3、N4	対象区域	色相	トーン	富士山等 景観保全地域	R、YR、Y、GY、G、BG	L3	無彩色（彩度0.5以下の全て）	N3、N4	富士山等 眺望保全地域	全て	L3、N3、N4
	項目	色相	明度	彩度																																					
	外壁	10YR～5Y	7.9～5	2.5以下																																					
		その他	7.9～5	0.5以下																																					
	屋根	10YR～5Y	4.9以下	2.5以下																																					
		その他	4.9以下	0.5以下																																					
	対象区域	色相	トーン																																						
	富士山等 景観保全地域	R、YR、Y、GY、G、BG	L2、L3、M2																																						
		無彩色（彩度0.5以下の全て）	N2、N3、N4																																						
	富士山等 眺望保全地域	全て	L2、L3、M2、 N2、N3、N4																																						
対象区域	色相	トーン																																							
富士山等 景観保全地域	R、YR、Y、GY、G、BG	L3																																							
	無彩色（彩度0.5以下の全て）	N3、N4																																							
富士山等 眺望保全地域	全て	L3、N3、N4																																							

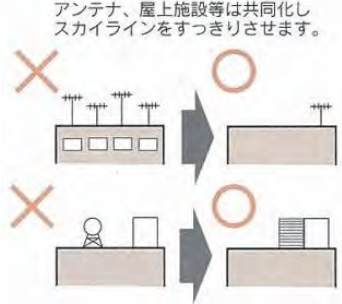
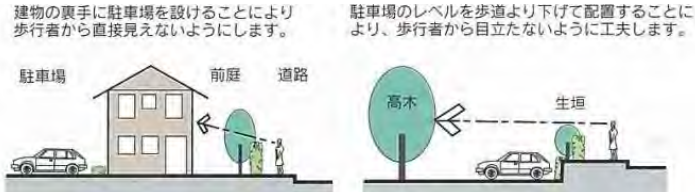
トーンごとのマンセル値による範囲

●色相	●トーン					
	L1	L2	L3	M1	M2	H
R 赤系	9.5~8/0.6~1.5	7.9~5/0.6~1.5	4.9~1/0.6~1.5	9.5~6/1.6~7	5.9~1/1.6~7	9.5~1/7.1以上
YR 黄赤系	9.5~8/0.6~2.5	7.9~5/0.6~2.5	4.9~1/0.6~2.5	9.5~6/2.6~7	5.9~1/2.6~7	
Y 黄系				9.5~7/2.6~7	6.9~1/2.6~7	
GY 黄緑系	9.5~8/0.6~2	7.9~5/0.6~2	4.9~1/0.6~2	9.5~7/2.1~7	6.9~1/2.1~7	
G 緑系				9.5~6/2.1~5	5.9~1/2.1~5	9.5~1/5.1以上
BG 青緑系						
B 青系				9.5~5/2.1~5	4.9~1/2.1~5	
PB 青紫系				9.5~5/1.6~5	4.9~1/1.6~5	
P 紫系	9.5~8/0.6~1.5	7.9~5/0.6~1.5	4.9~1/0.6~1.5	9.5~6/1.6~7	5.9~1/1.6~7	9.5~1/7.1以上
RP 赤紫系						

●色相	●トーン			
共通	N1	N2	N3	N4
	9.8~8/0~0.5	7.9~6/0~0.5	5.9~4/0~0.5	3.9~1/0~0.5

 最低基準色の範囲（外壁）
 最低基準色の範囲（屋根）

N1~N4: Neutral 1~4 L1~L3: Low Chroma 1~3 M1~M2: Medium Chroma 1~2 H: High Chroma

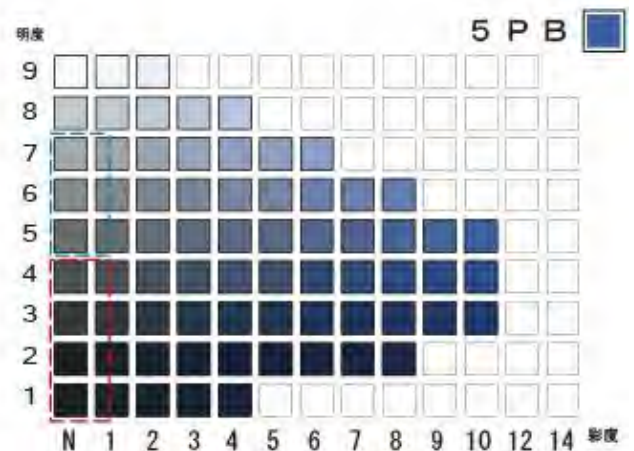
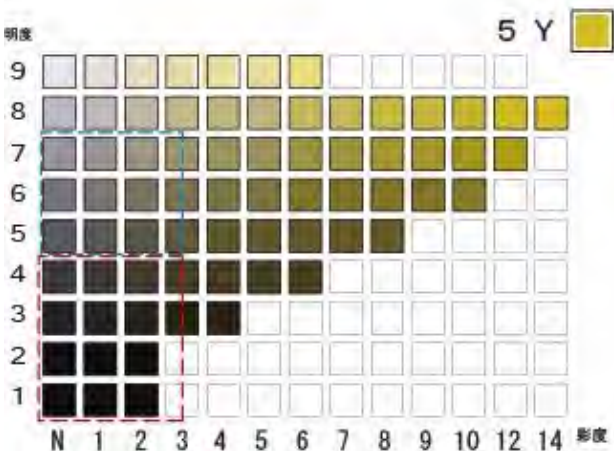
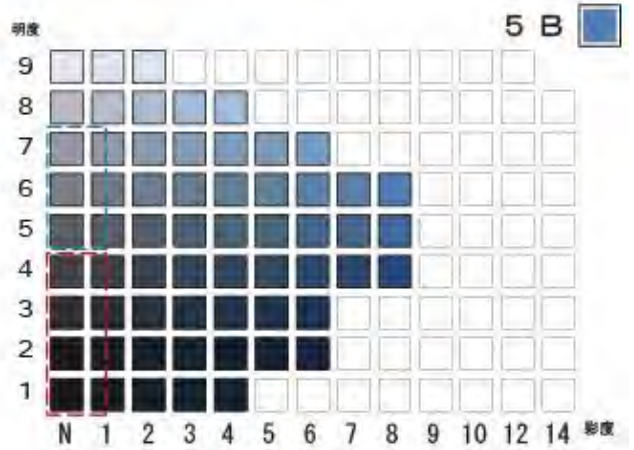
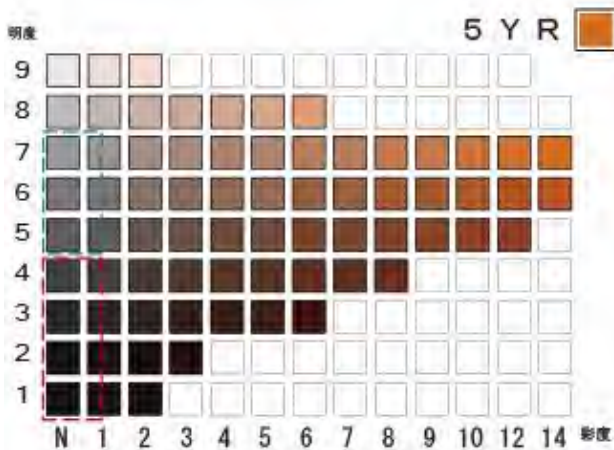
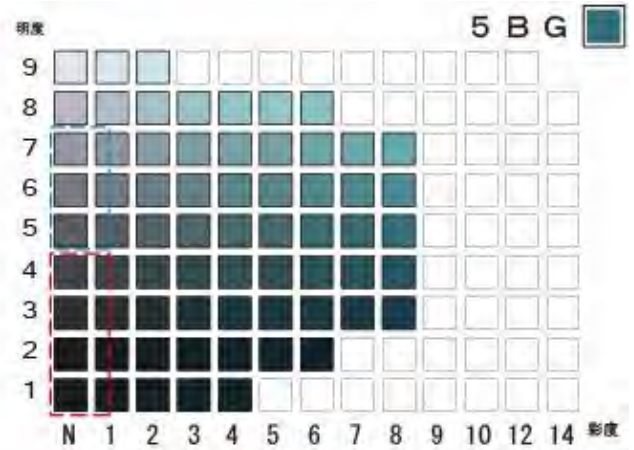
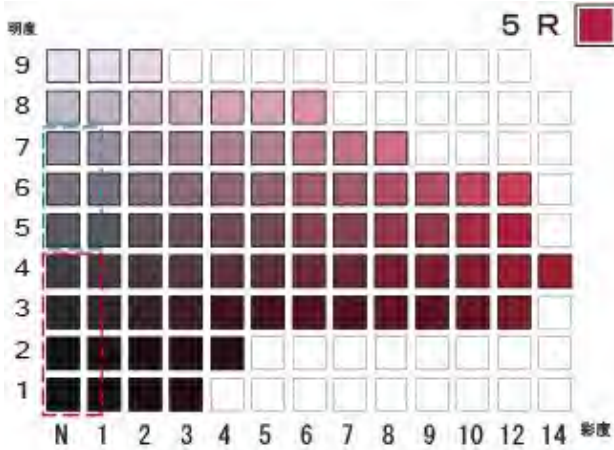
項目	景観形成基準
<p>塔屋・設備類</p>	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋、設備類は、建築物と一体化させる。それが困難な場合は、ルーバーなどにより囲み、修景を施す。 壁面の配管類、バルコニーの室外空調機器、屋外用パワーコンディショナーなどは、建築物と一体化するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなどの修景を図る。 アンテナ類は共同化、集約化する。 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。 太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。 太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。 
<p>垣、柵、門扉など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則として境界部デザインは、基壇に自然石（富士山の土石）を活用した石積みと植栽の組合せによるものとする。 敷地境界部に擁壁ができる場合は、緑化ブロックやツタ性植物により修景を図る。 垣の高さは、歩行者の視界が確保できる程度の高さとする。（参考：H=1.5～2.0m） フェンス、柵などが機能上必要な場合は、周辺景観に調和したデザインとし、可能な限り前面の緑化修景により周辺になじんだものとする。 門扉などは、周辺の景観と調和した形態、意匠とする。
<p>敷地内緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存の樹木は、建築物配置の工夫、移植などにより、出来る限り残すように努める。 敷地内空地の緑化に努める。その際、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和を得られる樹種とする。 屋上緑化、ベランダ緑化、外壁面のツル性植物などによる垂直緑化により、緑視率を高める。 エントランス、敷地コーナーなど人通りの多い場所には、花壇やプランターボックスの植栽などによる演出を行う。 敷地内の道路に面する部分は、中高木を主体とする植栽により、歩行者等から見た効果的な緑化を図る。
<p>駐車場、駐輪場、サービスヤード</p>	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場、サービスヤードなどは、歩行者から直接見えない位置に配置する。 駐車場、サービスヤードなどがやむを得ず通りに面する場合は、植栽などにより歩行者から見えないよう修景を施す。 駐車場は緑の多用により周辺環境との調和を図る。 

項目	景観形成基準
ごみ置き場、 資材置き場など	<ul style="list-style-type: none"> ごみ置き場は、回収方法を考慮しながら、歩行者の見えない位置に配置するか、建物と一体的なデザインとして修景する。 資材置き場は、原則として歩行者より見えない位置に配置することとし、それが困難な場合は歩行者等からの見え方に効果的な植栽による修景を行う。
屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の安全性や快適性に配慮した夜間の照明計画を行う。 自然地内での夜間の暗がりを侵すような照明の設置は避ける。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、原則として歩行者より見えない位置に配置することとし、それが困難な場合は歩行者等からの見え方に効果的な植栽による修景を行う。 <div data-bbox="555 591 1230 792" style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">工作物を道路境界よりセットバックし 植栽を設けることにより修景します。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 建築物と一体となっている工作物は、建築物本体と同じデザイン、色調とする。 できるだけシンプルな形態とし、周辺景観になじむよう配慮する。

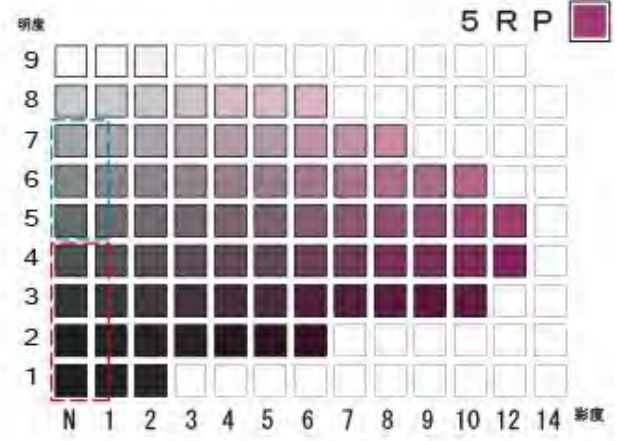
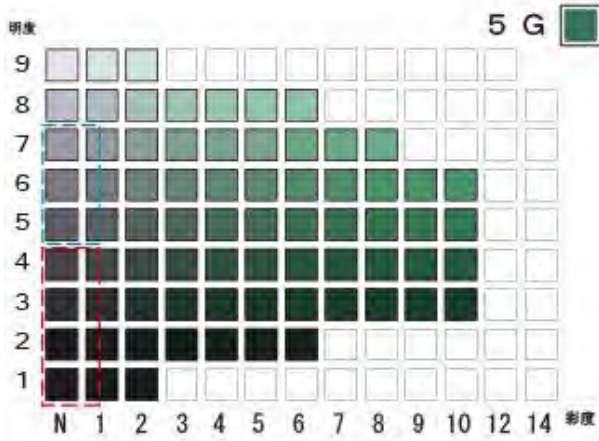
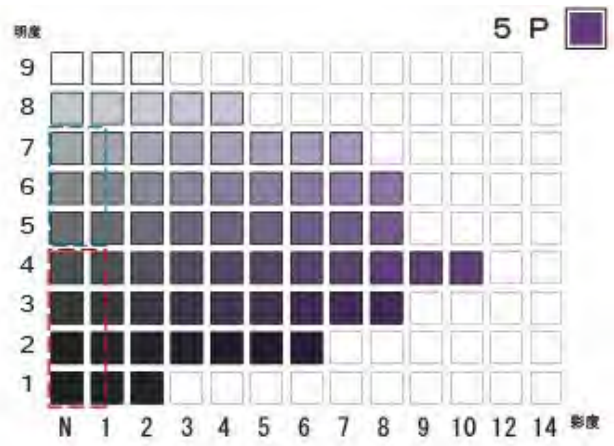
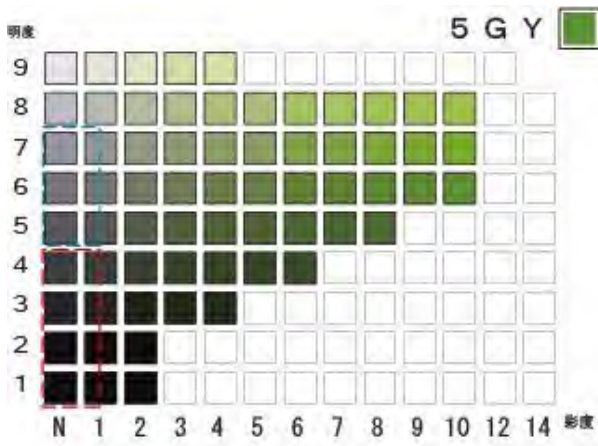
【補足：色彩基準のイメージ（明度・彩度）】

基準色・最低基準色における色相ごとの明度・彩度イメージを以下に示す。

基準色

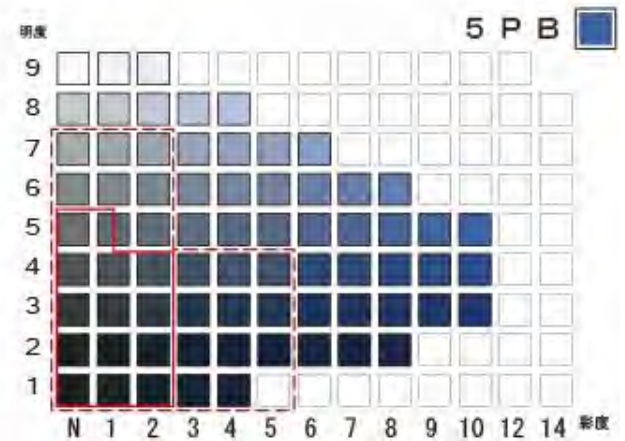
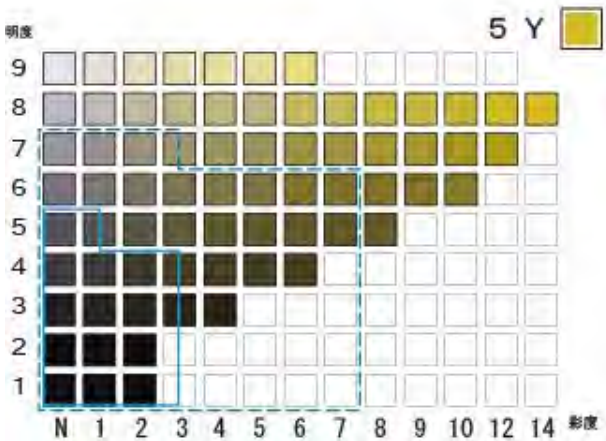
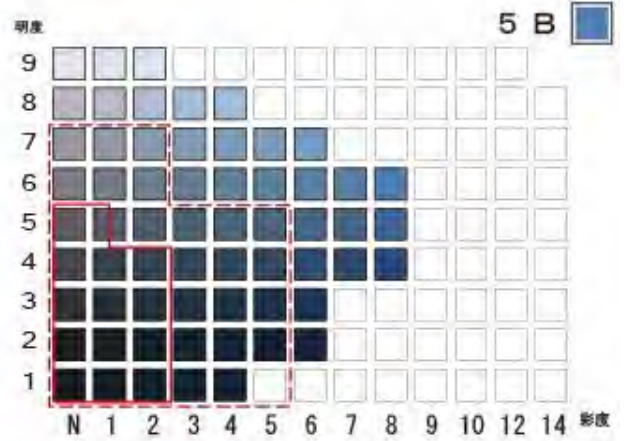
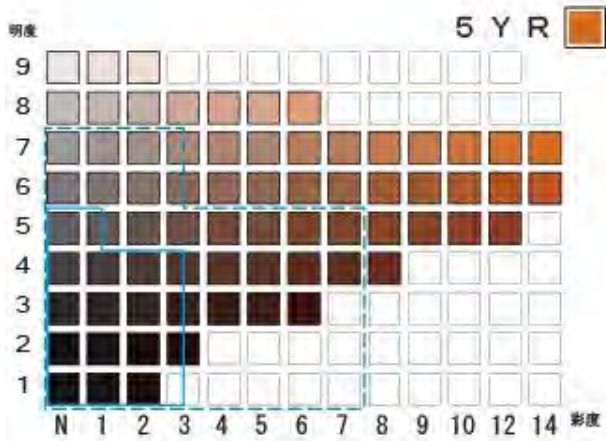
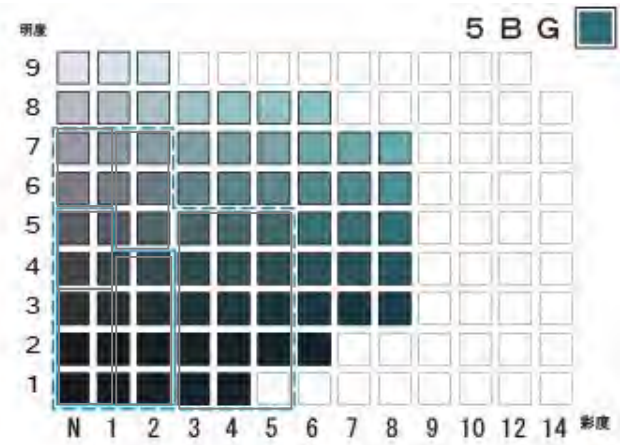
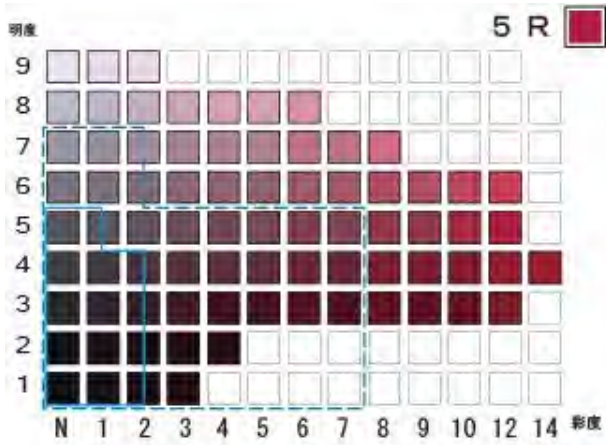


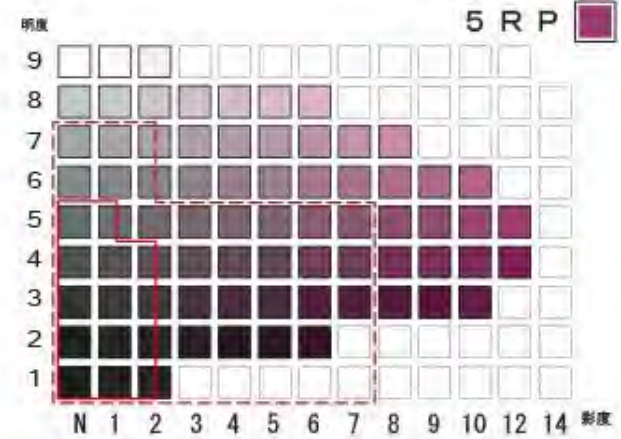
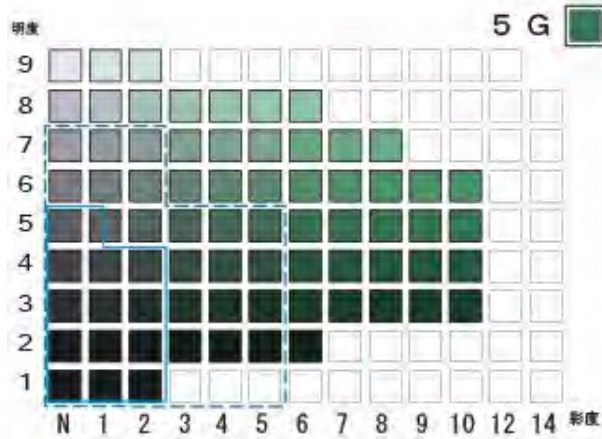
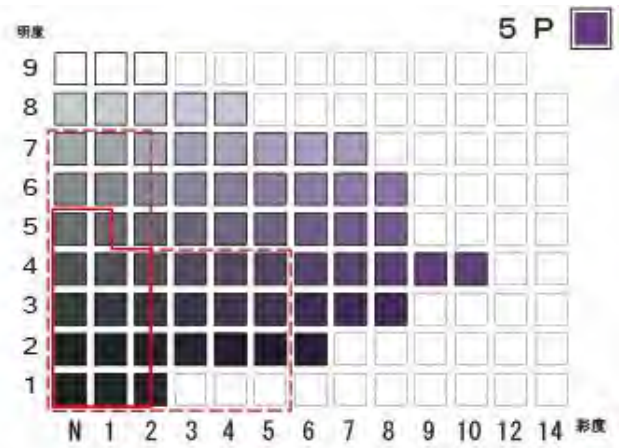
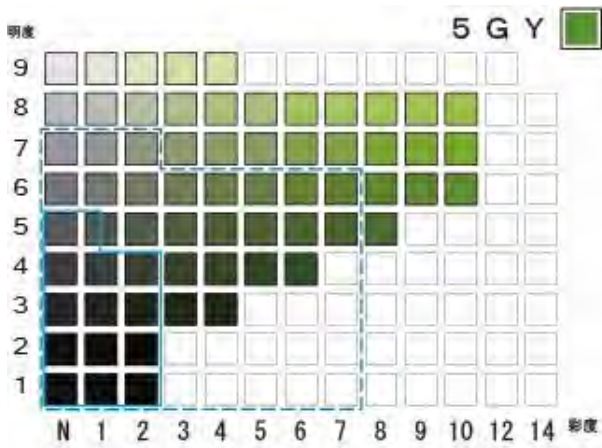
建材の標準色が最も多く設定されている10 YR～5 Yの色相範囲について彩度 2.5 以下に緩和



 基準色(外壁基調色)
 基準色(屋根色)

最低基準色





(富士山等景観保全地域+富士山等眺望保全地域)で許容される範囲

最低基準色(外壁基調色)

最低基準色(屋根色)

富士山等眺望保全地域のみで許容される範囲

最低基準色(外壁基調色)

最低基準色(屋根色)

カラーシステムのしくみ

景観計画では、マンセル表色系を基礎としたカラーシステムによって色をあらわしています。

マンセル表色系は、「色相 (Hue)」、「明度 (Value)」、「彩度 (Chroma)」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色をあらわすシステムです。

【色相】 色味の度合いを色相としてあらわします。色相は、R (赤)、YR (黄赤)、Y (黄)、GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫) など各色相の頭文字と、その度合いをあらわす0から10までの数字を組み合わせ用います。

【明度】 色の明るさの度合いを明度としてあらわします。0から10までの数字を用い、明るい色ほど数値が大きくなります。色相をもたない無彩色はN9、N5.5などのように最初にNをつけてあらわします。

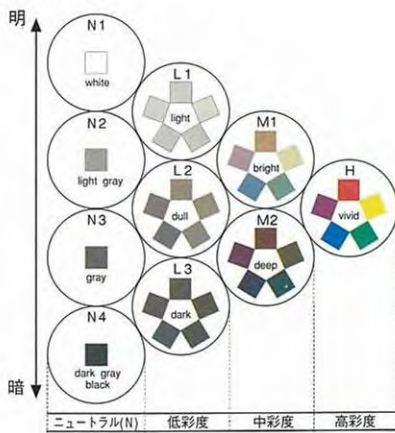
【彩度】 色のあざやかなさの度合いを彩度としてあらわします。あざやかな色ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。

マンセル値の読み方

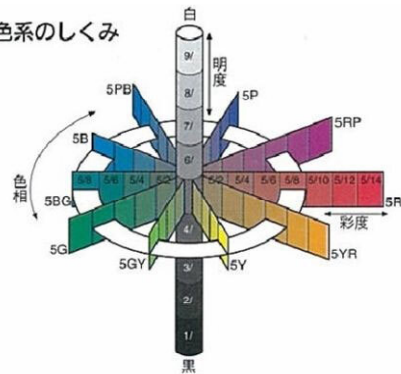
5R 4.0 / 14.0 (5アール 4.0の14.0と読む)

色相 明度 彩度

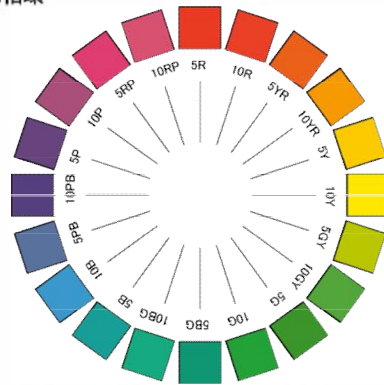
10種のトーン分類



マンセル表色系のしくみ



マンセル色相環



【トーン】

トーンとは、色彩の明度と彩度の組み合わせ (= 色の調子) をグループ分類したものです。トーンは色の調子、色調などと呼ばれ、色の強弱や軽重、濃淡など、色が与える印象と深く関わっています。また、各色相の色を彩度(あざやかなさ)別に 4 段階に分け、更に明るさを加味して、最終的に 10 種のトーンを設定しています。

- 無彩色グループ N1、N2、N3、N4トーン
— 白・灰色・黒の無彩色のグループ
- 低彩度グループ L1、L2、L3トーン
— くすんだ穏やかな色のグループ
- 中彩度グループ M1、M2トーン
— 色味の強い色のグループ
- 高彩度グループ Hトーン
— 非常にあざやかな色のグループ

参 考

大規模建築物基準色の日本塗料工業会標準色見本一覧

大規模建築物の基準色の範囲内にある日本塗料工業会標準色の一部を一覧表にまとめました。

●外壁基調色

色番号	マンセル値	色見本	色番号	マンセル値	色見本	色番号	マンセル値	色見本
N-75	N7.5		19-70B	10YR7/1		22-60C	2.5Y6/1.5	
N-70	N7		19-70C	10YR7/1.5		22-60D	2.5Y6/2	
N-65	N6.5		19-70D	10YR7/2		22-50B	2.5Y5/1	
N-60	N6		22-75B	2.5Y7.5/1		22-50D	2.5Y5/2	
N-55	N5.5		22-75C	2.5Y7.5/1.5		25-75B	5Y7.5/1	
N-50	N5		22-75D	2.5Y7.5/2		25-75C	5Y7.5/1.5	
19-75B	10YR7.5/1		22-70B	2.5Y7/1		25-70B	5Y7/1	
19-75C	10YR7.5/1.5		22-70C	2.5Y7/1.5				
19-75D	10YR7.5/2		22-70D	2.5Y7/2				

●屋根色

色番号	マンセル値	色見本	色番号	マンセル値	色見本	色番号	マンセル値	色見本
N-40	N4		N10	N1		22-30D	2.5Y3/2	
N-30	N3		19-40D	10YR4/2				
N-20	N2		22-40D	2.5Y4/2				

～ 工作物の新設など ～

項目	景観形成基準
高架水槽、冷却塔、煙突、排気塔、電波塔など	<ul style="list-style-type: none"> • 稜線を乱さないようにできるだけ尾根上での設置は避ける。 • 主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、周辺の景観がつくるスカイラインを遮らないようにする。 • 敷地境界から5m以上後退する。ただし、それが困難な場合は緑化等により周辺環境に配慮する。 • 形態は簡素化したデザインとする。 • 市街地にある工作物の基壇部には、できるだけ修景緑化を図る。
記念塔、記念像など	<ul style="list-style-type: none"> • 尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 • 原則として敷地境界から10m以上後退する。ただし、周辺の景観との調和が図られている場合はこの限りではない。 • 主要な眺望場、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 • 周辺景観になじむ形態とする。 • 周辺景観との調和のため、修景緑化を図る。
観光用昇降機、コースター、観覧車など	<ul style="list-style-type: none"> • 主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 • 敷地境界から10m以上後退する。 • 敷地外周部には、敷地の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行う。
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> • 尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 • 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 • 歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施す。 • 主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。
風力発電設備など	<ul style="list-style-type: none"> • 尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 • 主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。 • 主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。
高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋など	<ul style="list-style-type: none"> • 設置に当たっては、周辺の地勢、環境、自然植生、生態系などに配慮する。 • 周辺の景観を乱さないようにできるだけ簡素な形態とする。
その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> • 設置に当たっては、周辺の地勢、環境、自然植生、生態系などに配慮する。 • 歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退する。 • 主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 • 周辺景観になじむ形態とする。 • 周辺景観との調和のため、修景緑化などを図る。

項目	景観形成基準
<p>工作物の色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 背景となる自然景観や近隣の建築物や工作物との調和に配慮し、周辺的环境から著しく突出するような色彩を基調とすることを避ける。 • 富士山や朝霧、天子山系の山々の景観と融和する色彩を基調とする。 • 近隣の建築物との調和に配慮し、かつ富士山の眺望景観を阻害しない色彩を基調とする。 • 富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、鉄塔、電波塔などについては、次に示す色彩を用いることとする。 富士山等景観保全地域：低光沢のもの N4.5以下 富士山等眺望保全地域：低光沢のもの N4.5～N6（周辺環境により判断する） • 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 • 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。 • パワーコンディショナーなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。

～ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
及び運動・レジャー施設である工作物の建設に関わる開発行為 ～

項目	景観形成基準
造成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、地物にあわせた造成とし、切土、盛土の発生を最小限に抑える。 ・ 法面はできるだけ緩い勾配（30度以下）とし、表面は緑化する。 ・ 地形上やむを得ず急傾斜の法面や擁壁ができる場合は、緑化等により周辺環境に配慮する。 ・ 敷地内に舗装等を施す場合は、できる限り、浸透性のある素材を用いる。 ・ 地下水脈を分断しないよう十分注意する。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、地物にあわせた道路線形とし、切土、盛土の発生を最小限に抑える。 ・ 道路の線形は、富士山、天子山系の稜線に対してのシークエンス景観に配慮する。 ・ 法面はできるだけ緩い勾配（30度以下）とし、表面は緑化する。 ・ 地形上やむを得ず急傾斜の法面や擁壁ができる場合は、緑化等により周辺環境に配慮する。 ・ 街路樹は、自然植生や周辺の樹木に配慮した樹種とする。 ・ 街路灯はできるだけ簡素な形態とする。 ・ 防護柵等の設置については、周辺環境に配慮したデザイン、色彩とする。 ・ 電柱の設置はできるだけ避け、電線の地中化を行う。その際、配電盤、変圧器などは周辺の景観から目立たないように配慮する。 ・ やむを得ず電柱を設ける場合は、富士山に対して反対側に設置するとともに、周辺環境に調和した色彩とする。
緑、植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地率は20%以上を確保する。ただし、それが困難な場合は、中高木を効果的に配置し、歩行者等から見た効果的な緑化を図る。 ・ 植栽に当たっては、自然植生に配慮する。 ・ 既存の樹木の伐採は、小規模に留める。やむを得ない場合は、その周辺に移植する。 ・ 主な眺望点から見た場合に、富士山の標高400m以上の山腹での著しく確認できる大規模な自然樹林の伐採は避ける。 ・ 水源かん養保安林、環境保護林などの一団の樹林帯を分断する場合、適切な幅の林縁群落を設ける。 ・ 開発区域内に公園を設ける場合は、富士山を望むことができる眺望空間を確保する。
河川、調整池など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川、水路や湧水池がある場合は、その水質を汚さないよう十分注意する。 ・ 河川、水路や湧水池がある場合、その護岸はできるだけ自然石などの自然素材を用い、必要に応じて親水性のある形態となるようにする。 ・ 調整池の周囲は緑化等により修景を行う。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用仮囲いは、できるだけ周辺の景観を乱さないよう修景を図る。

～ その他 ～

項目	景観形成基準
土石の採取、その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> • 採取後の状態が、採取前の自然に近づく工法を採用する。 • 採取する土地は、周囲から目立たないようにできる限り以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ①敷地の周囲を緑化等により修景する。 ②周囲から見えにくいように、隣接する環境と調和した垣、柵、フェンス等を設置する。
屋外における土石などの堆積	<ul style="list-style-type: none"> • 堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、できる限り堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積とする。 • 周囲から目立たないようにできる限り以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ①敷地の周囲を緑化等により修景する。 ②周囲から見えにくいように、隣接する環境と調和した垣、柵、フェンス等を設置する。

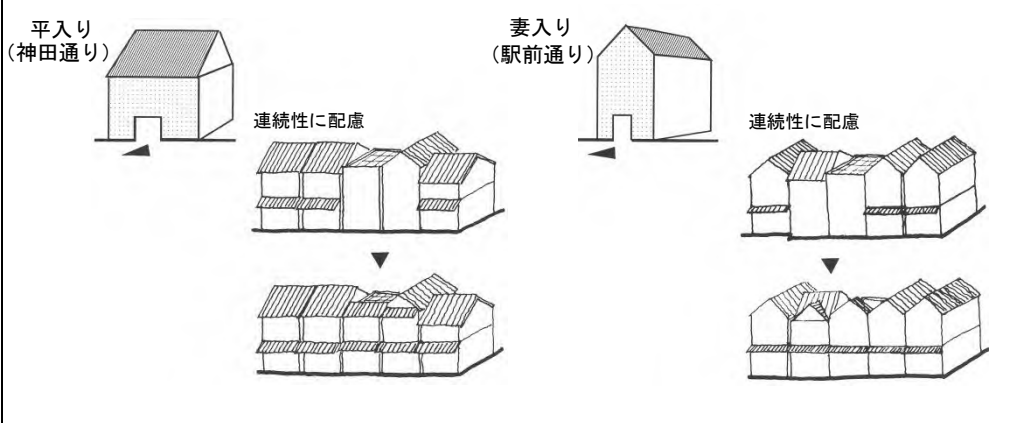
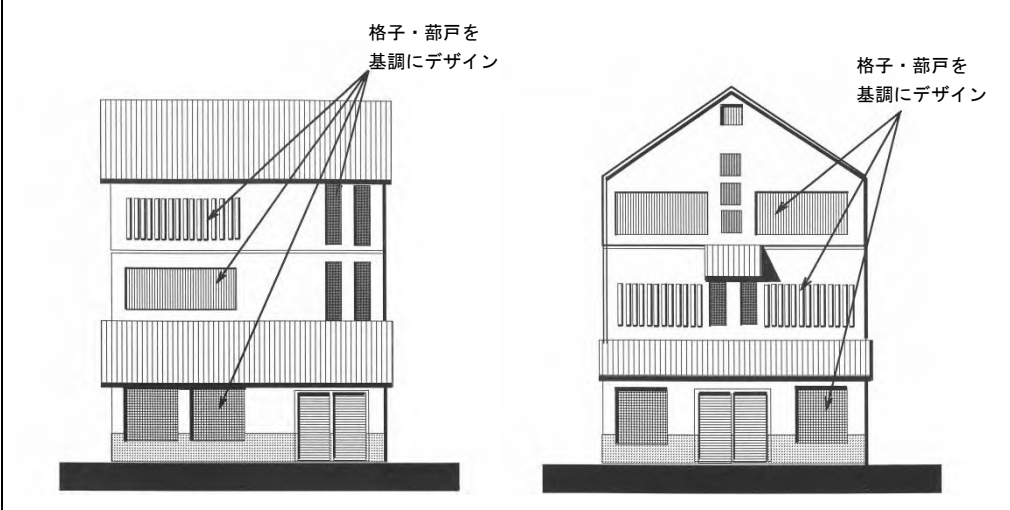
2 重点地区の行為の制限に関する事項

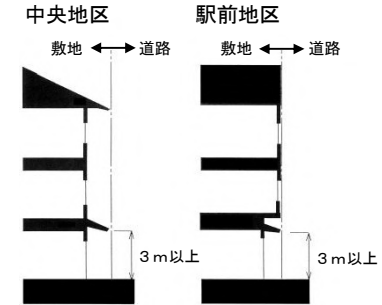
2-1 中央・駅前地区

①届出対象行為

- 対象地区内における建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

②景観形成基準

項目	景観形成基準
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物は、道路に対して原則として平入りとする。 都市計画道路3・5・44富士宮駅中原線に面する建築物は、道路に対して原則として妻入りとする。 やむを得ずその他の形態をとる場合は、まち並みの連続性に配慮した傾斜のある屋根とする。 
壁面	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び都市計画道路3・5・44富士宮駅中原線に面する建築物の壁面は、和風のデザインを基本とする。やむを得ずその他のデザインとする場合は、まち並みの連続性に配慮する。 開口部は、格子、蔀戸などをデザインに入れることとする。 

項目	景観形成基準																														
<p>庇</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物の1階部分には、傾斜のある庇を設けるものとし、軒下の高さは3m以上とする。 																														
<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> 屋根、壁面、庇など通りから見える建築物の色は、低彩度の自然素材色とする。 アクセントなどに高彩度の色を使用する場合は、各壁面見付面積の1割以下とする。 <table border="1" data-bbox="510 694 1420 1702"> <thead> <tr> <th>●屋根ベースカラー 低彩度、低明度</th> <th>●外壁ベースカラー 低彩度、高明度</th> <th>●アクセントカラー 高彩度、高明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N-912 茄子紺(なすこん) 6版 2. 5P2/5</td> <td>N-903 薄藤(うすふじ) 6版 5P8/3.5</td> <td>N-920 杜若色(ゆきつばたいろ) 6版 10P4/11</td> </tr> <tr> <td>N-898 鉄紺(てつこん) 6版 10B2/3.5</td> <td>N-869 藍白(あいじろ) 6版 2. 5BG8. 5/1</td> <td>N-891 琥珀色(るりいろ)ラピスタズリー 6版 5PB3/10</td> </tr> <tr> <td>N-854 海松藍(みるあい) 6版 5BG2/3.5</td> <td>N-856 錆青磁(さびせいじ) 6版 2. 5G7/2</td> <td>N-847 常盤緑(とまむみどり) 6版 10GY4. 5/8</td> </tr> <tr> <td>N-868 鉄色(てついろ) 6版 10BG2/3.5</td> <td>N-953 利休鼠(りきゅうねず) 6版 7. 5G5/1</td> <td>N-726 西色(あかねいろ) 6版 5R4/11</td> </tr> <tr> <td>N-778 葱法色(けんぼういろ) 6版 2. 5YR2/1</td> <td>N-948 桜鼠(さくらねず) 6版 10RP6. 5/1</td> <td>N-722 唐紅花(からくれない) 6版 7. 5R5/13</td> </tr> <tr> <td>N-959 白色(くろいろ) 6版 5R2/1</td> <td>N-984 桑染(くわぞめ) 6版 2. 5Y6. 5/3</td> <td>N-808 菜の花色(なのはないろ) 6版 5Y7/12</td> </tr> <tr> <td>N-958 消炭色(けしすみいろ) 6版 5PB2. 5/0.5</td> <td>N-947 銀鼠(ぎんねず) 6版 N8. 5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>N-960 黒色(すみいろ) 6版 2. 5PB2. 5/0.5</td> <td>N-946 灰白(はいじろ) 6版 4Y8. 5/0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イメージ： にぶい、暗い</td> <td>イメージ： おだやか、あさい</td> <td>イメージ： 冴えた、強い</td> </tr> </tbody> </table>	●屋根ベースカラー 低彩度、低明度	●外壁ベースカラー 低彩度、高明度	●アクセントカラー 高彩度、高明度	N-912 茄子紺(なすこん) 6版 2. 5P2/5	N-903 薄藤(うすふじ) 6版 5P8/3.5	N-920 杜若色(ゆきつばたいろ) 6版 10P4/11	N-898 鉄紺(てつこん) 6版 10B2/3.5	N-869 藍白(あいじろ) 6版 2. 5BG8. 5/1	N-891 琥珀色(るりいろ)ラピスタズリー 6版 5PB3/10	N-854 海松藍(みるあい) 6版 5BG2/3.5	N-856 錆青磁(さびせいじ) 6版 2. 5G7/2	N-847 常盤緑(とまむみどり) 6版 10GY4. 5/8	N-868 鉄色(てついろ) 6版 10BG2/3.5	N-953 利休鼠(りきゅうねず) 6版 7. 5G5/1	N-726 西色(あかねいろ) 6版 5R4/11	N-778 葱法色(けんぼういろ) 6版 2. 5YR2/1	N-948 桜鼠(さくらねず) 6版 10RP6. 5/1	N-722 唐紅花(からくれない) 6版 7. 5R5/13	N-959 白色(くろいろ) 6版 5R2/1	N-984 桑染(くわぞめ) 6版 2. 5Y6. 5/3	N-808 菜の花色(なのはないろ) 6版 5Y7/12	N-958 消炭色(けしすみいろ) 6版 5PB2. 5/0.5	N-947 銀鼠(ぎんねず) 6版 N8. 5		N-960 黒色(すみいろ) 6版 2. 5PB2. 5/0.5	N-946 灰白(はいじろ) 6版 4Y8. 5/0.5		イメージ： にぶい、暗い	イメージ： おだやか、あさい	イメージ： 冴えた、強い
●屋根ベースカラー 低彩度、低明度	●外壁ベースカラー 低彩度、高明度	●アクセントカラー 高彩度、高明度																													
N-912 茄子紺(なすこん) 6版 2. 5P2/5	N-903 薄藤(うすふじ) 6版 5P8/3.5	N-920 杜若色(ゆきつばたいろ) 6版 10P4/11																													
N-898 鉄紺(てつこん) 6版 10B2/3.5	N-869 藍白(あいじろ) 6版 2. 5BG8. 5/1	N-891 琥珀色(るりいろ)ラピスタズリー 6版 5PB3/10																													
N-854 海松藍(みるあい) 6版 5BG2/3.5	N-856 錆青磁(さびせいじ) 6版 2. 5G7/2	N-847 常盤緑(とまむみどり) 6版 10GY4. 5/8																													
N-868 鉄色(てついろ) 6版 10BG2/3.5	N-953 利休鼠(りきゅうねず) 6版 7. 5G5/1	N-726 西色(あかねいろ) 6版 5R4/11																													
N-778 葱法色(けんぼういろ) 6版 2. 5YR2/1	N-948 桜鼠(さくらねず) 6版 10RP6. 5/1	N-722 唐紅花(からくれない) 6版 7. 5R5/13																													
N-959 白色(くろいろ) 6版 5R2/1	N-984 桑染(くわぞめ) 6版 2. 5Y6. 5/3	N-808 菜の花色(なのはないろ) 6版 5Y7/12																													
N-958 消炭色(けしすみいろ) 6版 5PB2. 5/0.5	N-947 銀鼠(ぎんねず) 6版 N8. 5																														
N-960 黒色(すみいろ) 6版 2. 5PB2. 5/0.5	N-946 灰白(はいじろ) 6版 4Y8. 5/0.5																														
イメージ： にぶい、暗い	イメージ： おだやか、あさい	イメージ： 冴えた、強い																													
<p>建築付帯設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置される塔屋、設備機器などは、通り側から見えないように工夫する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、建築物と調和するデザインを行うかルーバーなどで囲うなどの目隠しなどを行う。 太陽光発電設備は、できるだけ通りから見えない位置に設置する。 風力発電設備は、原則として屋根又は屋上等に設置しないものとする。 休業時や夜間にウィンドーショッピング等ができるよう照明、シャッターを工夫する。 																														

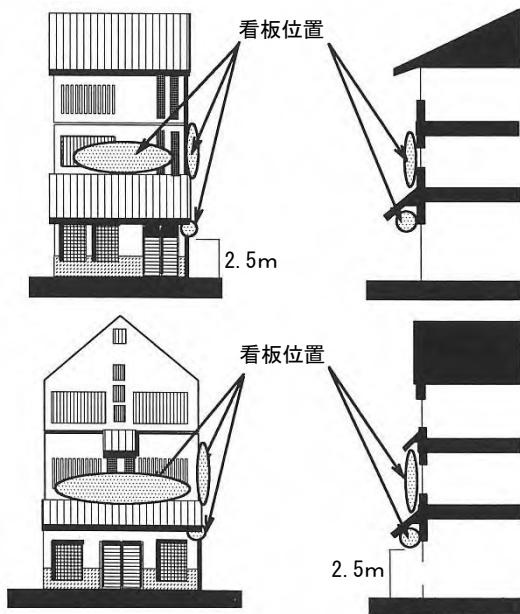
参考 推薦するデザイン

地区のまち並み景観をよりグレードの高いものとするため、前述の景観形成基準と合わせて、この推薦デザインを考慮してください。

項目		中央地区	駅前地区	
敷地	植栽	低木、プランター	空地がある場合は積極的に配置	
	外構	駐車場舗装	歩道との調和	
		壁面後退部分舗装	歩道との調和	
		水等演出部分	通りから見えるように積極的に配置	
	設備	太陽光発電設備	通りから見えない位置に設置し、色彩は周囲の景観と調和するものを使用する。	
風力発電設備				
建築物	屋根	材質	和風瓦等の瓦材を使用する	和風をイメージするもの
		色	低彩度中間色	
		形状	平入り（神田通り） 妻入り（駅前通り）	妻入り
		スカイライン	連続性に配慮	
	外壁	壁面形状	和風のデザインとし、開口部は格子、蔀戸などを基調にデザインする	
		壁面位置	周辺との調和	
		材質	周辺との調和	
		色	低彩度中間色	
		窓	格子、蔀戸などを取り入れる	
		庇	1階部分に傾斜状の庇を設ける、軒の高さを3m以上とする	庇を設ける場合は、1階部分に傾斜を付け、軒下の高さ3m以上とする
	ショーウィンドー	積極的に設ける		
	付属設備等	機械、EV室	通りから見えない位置に設置	
		設備機器上部	通りから見えない位置に設置	
設備地上型		壁面のデザインと調和する覆い方を工夫する		
太陽光発電設備		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根に設置する太陽電池モジュールの色彩は、濃い灰色、黒色又は濃紺色とし、フレームの色彩は黒色を使用する。 ・屋根材一体型又は形状が屋根材と調和した太陽電池モジュールを屋根の形に合わせて設置する 		
風力発電設備		通りから見えない位置に設置し、色彩は建築物と調和するものを使用する		

項目		中央地区	駅前地区
看板	位置	3ヶ所のみ	
	規模	まち並みに配慮	
	形状	まち並みに配慮	
	種類	原則として自己看板	
	材質	金属・木製を主とする	
その他	照明	看板、ショーウィンドーなどに間接照明	
	門扉	通りの連続性に配慮	
	日除け	のれんなど	
	シャッター	シースルーシャッター	
	角地	水と緑の活用を図る	
	ポケットパーク	水と緑の活用を図る	
	自動販売機	ダークブラウンやグレーベージュなどまち並みとの調和に配慮する	

●看板の位置

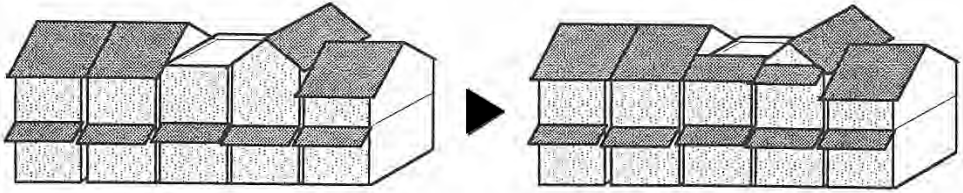
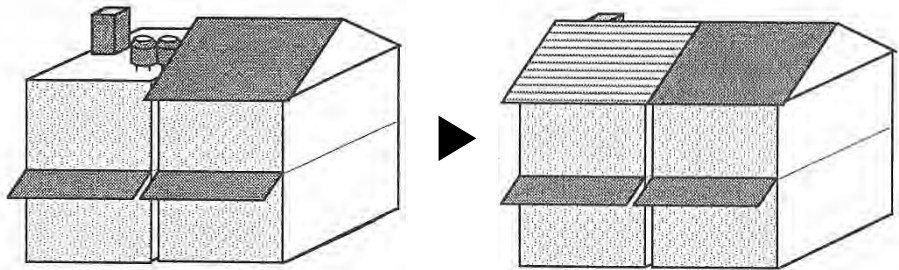
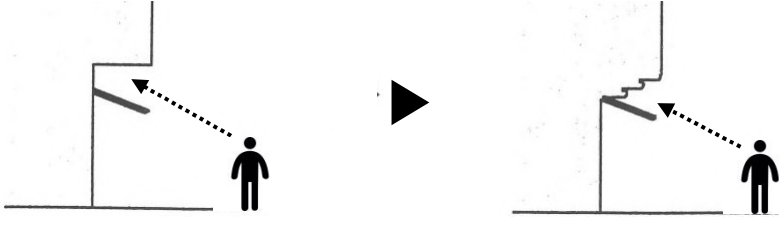


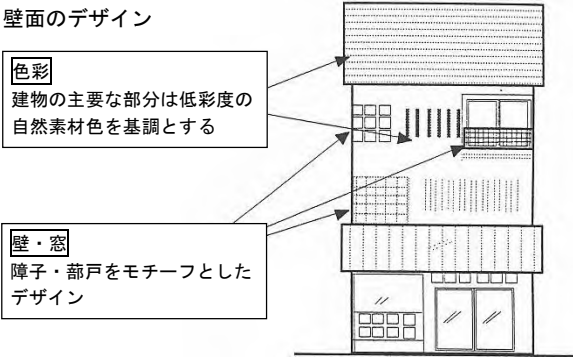
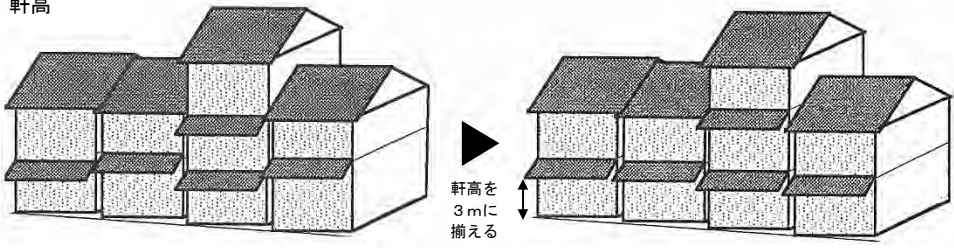

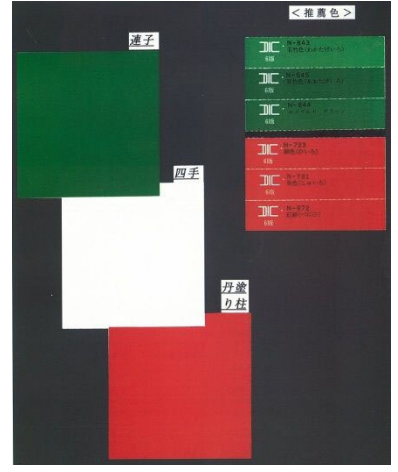
2-2 神田地区

①届出対象行為

- 対象地区内における建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

②景観形成基準

項目	景観形成基準
<p>屋根</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び市道大宮町6号線に面する建築物は道路に対して原則として平入りとする。やむを得ず平入り屋根の形態をとらない場合は、道路に面する屋根部分はまち並みとしての連続感を損なわないものとする。  <ul style="list-style-type: none"> ●平入りの屋根に、妻入りの屋根、陸屋根が混じるとまち並みのリズムがくずれる。 ●屋根は、道路に対して平入りとする。やむを得ずその他の形態をとる場合は、まち並みの連続感を損なわないように工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置される塔屋、設備機器などが通りから見えないよう工夫する。  <ul style="list-style-type: none"> ●通りから見える塔屋・設備機器が景観阻害を引き起こしている。 ●デザイン屋根等により塔屋・設備機器が見えないように工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備は、できるだけ通りから見えない位置に設置する。 風力発電設備は、原則として屋上等に設置しないものとする。
<p>壁面</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物は、2階以上の部分（高さ3m以上の部分）で壁面後退線を超えて壁面を張り出す場合、軒下の部分は門前町のイメージに調和するデザインとする。  <ul style="list-style-type: none"> ●2階以上の壁面が張り出すことにより、歩道景観に圧迫感を与える。 ●2階軒下に、伝統的建築様式をモチーフとしたデザインを施すことにより、圧迫感を軽減する。

項目	景観形成基準
壁面	<p>・都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び市道大宮町6号線に面する建築物の壁面のデザインは、障子、蔦戸をモチーフとしたデザインを多用する。</p> <p>・都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び市道大宮町6号線に面する建築物についてバルコニーを道路に面して設ける場合、門前町のイメージに調和するデザインとする。</p> <p>壁面のデザイン</p> <p>色彩 建築物の主要な部分は低彩度の自然素材色を基調とする</p> <p>壁・窓 障子・蔦戸をモチーフとしたデザイン</p> 
庇	<p>・都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物の1階部分には門前町のイメージに調和する庇を設けるものとし、軒先の高さは3mとする。</p> <p>軒高</p>  <p>●軒高が不揃いで煩雑な印象を与える。</p> <p>●高さの統一された軒の連続がリズム感を生む。</p>
色彩	<p>・屋根、壁面、庇等の建築物の主要な部分については、低彩度の自然素材色を基調とする。</p> <p>・門前町を演出するためのアクセント色の使用を可能とする。ただし、使用部位や面積、素材には十分留意し、過度なイメージの表現や安易な演出は避けること。</p> <p>《基調色》</p>  <p>《アクセント色》</p>  <p>10YR7.5/3 2.5Y6.5/3 2.5Y6.5/3 10YR6/3.5 10YR4/3.5 7.5YR4.5/3 7.5YR4/3 10YR3/2 5B3.5/2 2.5PB4/1.5 10B4.5/2 2.5PB4.5/1 2.5PB7/0.5 N8.5 2.5YR2/9 10Y5/2 2.5GY4.5/2 5GY5/2 5GY5.5/2 5G5.5/4</p> <p>5G7/8 7.5G5/8 5G6/10 7.5R4.5/14 7.5R5/14 7.5R5/14</p>

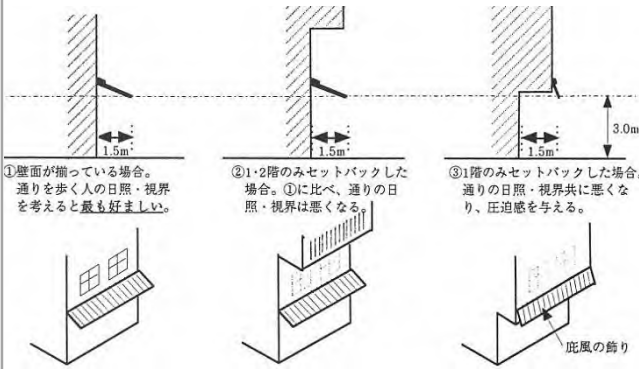
参考 推薦するデザイン

地区のまち並み景観をよりグレードの高いものとするため、前述の景観形成基準と合わせて、この推薦デザインを考慮してください。

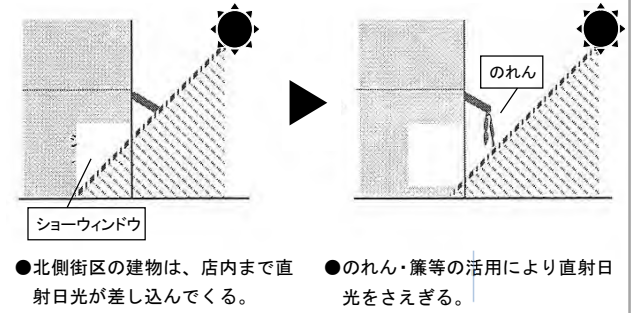
項目	考え方	形態	素材	色	
建築物・工作物等	屋根	<ul style="list-style-type: none"> まち並みの統一感に配慮する。 スカイラインの構成、遠景の演出に配慮する。 通りに対して軒を積極的に出す。その際に上げ裏を門前町のイメージにふさわしいデザインとする。 自然素材色をイメージする色。 	<ul style="list-style-type: none"> 平入りの勾配屋根 		<ul style="list-style-type: none"> 黒、グレー、茶、緑青色
	3階以上の壁と窓	<ul style="list-style-type: none"> 全体のファサードデザインの構成を考慮する。 歩行者への圧迫感を感じさせないよう、できるだけ壁面の張り出しは避ける。 間口の広い建物は、単調さを隠すために分節化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 土塗壁風 タイル、石貼り 	<ul style="list-style-type: none"> 和紙入りガラス 障子 	<ul style="list-style-type: none"> 土塗壁をイメージするベージュ
	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> 全体のファサードデザインの構成を考慮する。 門前町をイメージしたデザインに配慮する。 歩行者に圧迫感を与えない。 通りに対して生活臭を見せない。 	<ul style="list-style-type: none"> 張出型のバルコニーはできるだけ設けない。設ける場合はスクリーンで生活感をカムフラージュする。(洗濯物、空調室外機などが見えないようにする) 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーン、腰パネルなどは、障子風の物や和風の連子、格子でつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ベースカラー ただし、壁面との配色の関係を考慮する。
	2階の壁	<ul style="list-style-type: none"> 門前町をイメージしたデザインを積極的に演出する。 間口の広い建物は、単調さを隠すために分節化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 土塗壁風 タイル、石貼り 	<ul style="list-style-type: none"> 和紙入りガラス 障子 	<ul style="list-style-type: none"> 土塗壁をイメージするベージュ
	2階の窓	<ul style="list-style-type: none"> 門前町をイメージしたデザインを積極的に演出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障子、蔀戸をモチーフとしたデザイン 和風連子あるいは格子付き 	<ul style="list-style-type: none"> 和紙入りガラス 障子 	<ul style="list-style-type: none"> ベースカラー
	庇	<ul style="list-style-type: none"> まち並みの連続性に配慮する。 主要な交差点に面する建物は、道路に面する2面に庇を設ける。 上げ裏は門前町をイメージしたデザインを積極的に演出する。 雨除け、日除けの機能を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 間口前面に設け、庇を生かす形とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然素材又はそのイメージのもの 障子風の透光素材 	<ul style="list-style-type: none"> 黒、グレー、茶、緑青色、障子をイメージする場合の白 軒裏は明るい色(白かベージュ)
	ショーウィンドー等	<ul style="list-style-type: none"> ウィンドーショッピングができるように、積極的に演出する。 			
	シャッター	<ul style="list-style-type: none"> 夜間、休業時にウィンドーショッピングが出来るように演出する。 	<ul style="list-style-type: none"> グリルシャッターやシースルーシャッター等の透視性のあるもの 		
	日除け	<ul style="list-style-type: none"> まち並みに配慮して、日除けの機能を確保する。 広告を兼ねたのれん等を積極的に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> アーム式の日除けテント のれん、簾 		<ul style="list-style-type: none"> 庇の色と同色、あるいは調和する色
	設備機器類	<ul style="list-style-type: none"> 通りから見えない位置に設置、配管するか、目立たないようなデザインの処理をする。 			

項目	考え方	形態	素材	色	
建築物・工作物等	太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋根材一体型又は形状が屋根材と調和したパネルを屋根の形に合わせて設置する。 土地に自立して設置するもの等、屋根以外に設置するものは、できるだけ通りから見えない位置に設置する。 			<ul style="list-style-type: none"> 建築物や周囲の景観と調和する色
	風力発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 通りから見えない位置に設置する。 			<ul style="list-style-type: none"> 建築物や周囲の景観と調和する色
	広告物・看板等	<ul style="list-style-type: none"> 最小限の位置に効果的に配置する。 賑わいを演出するようなユニークなデザインに努める。 浅間大社で使われているカラーリングを積極的に用いる。ただし、面的に広い部分への配色は避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 店の業態が一目でわかるデザイン、手作り感のあるデザイン 		<ul style="list-style-type: none"> ベースカラー及びアクセントカラー
	照明	<ul style="list-style-type: none"> 夜間にウィンドーショッピングができるように配慮する。 魅力的な夜間景観を演出する。 			
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 通り沿いに駐車場を設けない。やむを得ず設ける場合は、歩行者から車が見えないように、塀や垣根などで修景をする。 			
	舗装材	<ul style="list-style-type: none"> 浅間大社に続く参道をイメージする。 		<ul style="list-style-type: none"> 自然石大版 	<ul style="list-style-type: none"> 無彩色
	水路、緑	<ul style="list-style-type: none"> 潤いのある商店街として、積極的に演出する。 			
その他	修景の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する壁面及びそれに接する壁面の道路側から1m以上の範囲は修景をする。 			
	隣との関係	<ul style="list-style-type: none"> まち並みの連続性を損なわないように、適切な建物の配置、あるいは塀、門扉などによる修景を施す。 建物のデザインは、隣接する建物と調和するように配慮する。 			
	店先	<ul style="list-style-type: none"> ベンチなどの歩行者がくつろげるストリートファニチャーは、歩行者の通行を妨げない範囲で積極的に配置する。 自動販売機などを設置する場合は、ダークブラウンやグレーベージュとするなど周囲の景観に配慮した修景を施す。 通りから直接見える部分に、空箱、空ケース、ごみなどを放置しない。 			

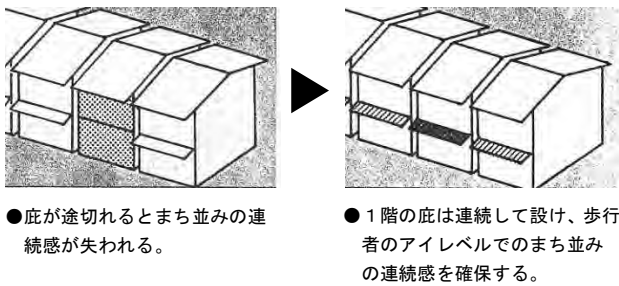
3階以上の壁面の位置と庇



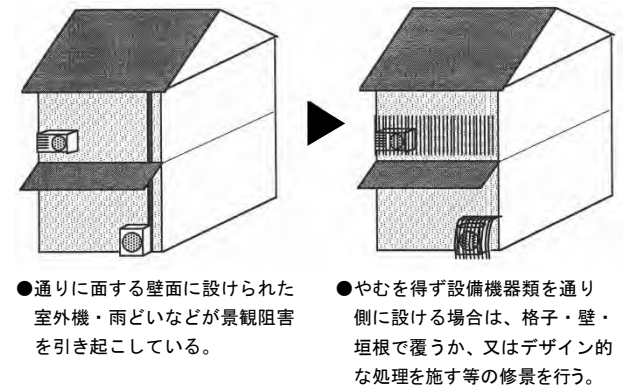
日除け



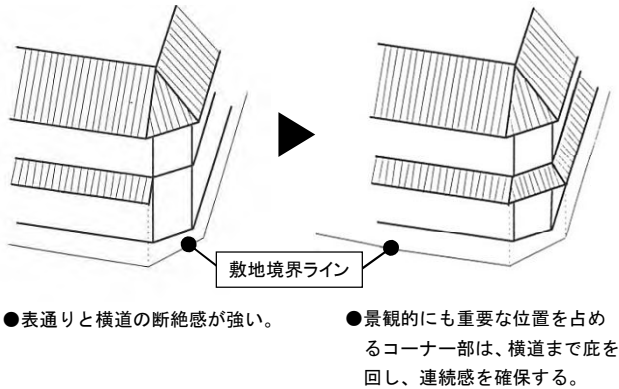
庇



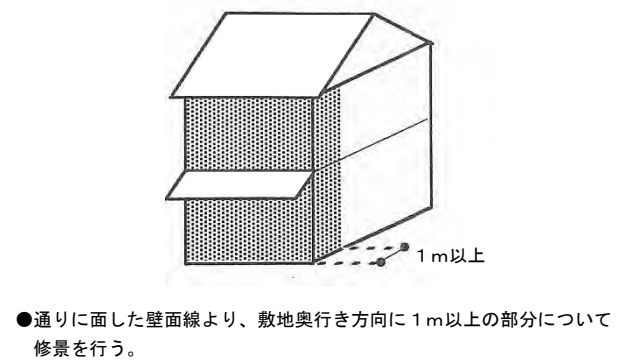
設備機器類（壁面）の修景



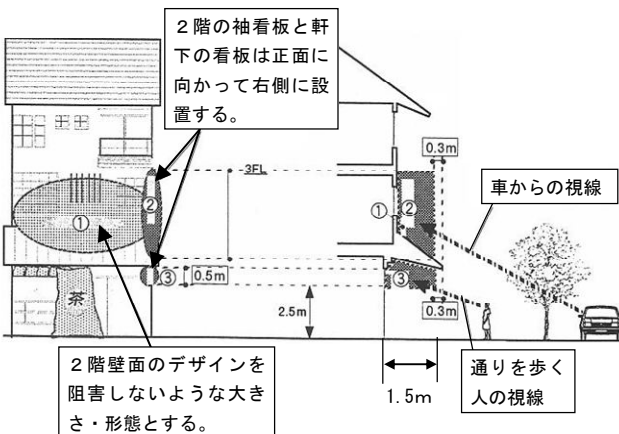
コーナー部の庇



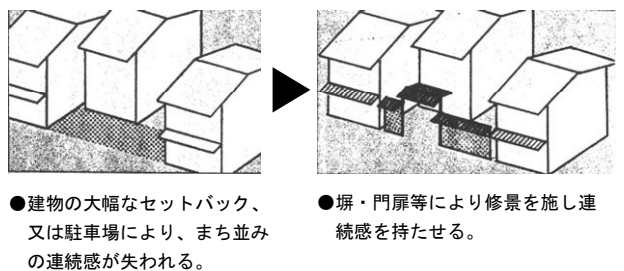
修景の範囲



広告物等



建物の大幅なセットバック又は駐車場による 歯抜け地の修景



2-3 浅間大社周辺地区

①届出対象行為

建築物の新築など	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
工作物の新築など	<p>工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 高架水槽、冷却塔、煙突、排気塔、電波塔（自家用のテレビアンテナ等を除く）、記念塔、記念像、観光用昇降機、コースター、観覧車、石油タンク、ガスタンク、サイロ、屋外に設置されたクレーン等の生産設備、太陽光発電設備、風力発電設備、その他これらに類する物件。 • 事業所又は1物件の表示面積の合計が0.5㎡を超える屋外広告物で、一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から10m以内及び風致地区内に設置するもの。 • 自動販売機で一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から10m以内及び風致地区内に設置するもの。

※ 屋外広告物条例で許可を受けている屋外広告物は、景観計画上の届出は不要です。

②景観形成基準

項目	景観形成基準
<p>建築物・工作物の高さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑色区域は、8 m以下とする。 ・ 青色区域は、10m以下とする。 ・ 黄色区域は、13m以下とする。 ・ 桃色区域は、15m以下とする。 ・ 橙色区域は、20m以下とする。 <p>・ 建築物の高さの算定は、地盤面から階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の最上部までとする。高度地区の規定と同様とする。</p> <p>・ 建築物の屋上部分に設置する工作物の高さの算定は、地盤面から当該工作物の最上部までとする。</p> <p>・ 国・県・市指定の文化財・史跡等、及び高度地区の適用除外・許可による特例の物件については、この高さの規定は適用しない。</p> <p>※都市計画法において、緑色区域（8 m以下）は「風致地区」、青色・黄色・桃色・橙色区域（10～20m以下）は「高度地区」の指定あり</p> <p>※重点地区の北側及び東側隣接地域（概ね都市計画道路 3・4・24 阿幸地青見線まで）は、本計画書 76 頁の一般共通基準（一定規模以上の各種行為の届出に関する景観形成基準）において 25m以下の規定あり</p> 

項目	景観形成基準																												
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の外壁、屋根の基準色は、以下の範囲を超えないこと。 <p style="margin-left: 20px;">外壁基準色</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">色 相</th> <th style="width: 33%;">明 度</th> <th style="width: 33%;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>9.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Y R、Y</td> <td>8.0 以上 9.5 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>8.0 未満</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記の色相以外</td> <td>8.0 以上 9.5 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>8.0 未満</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">屋根基準色</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">色 相</th> <th style="width: 33%;">明 度</th> <th style="width: 33%;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Y R、Y</td> <td>5 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>5 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物各壁面見付面積の 10 分の 1 以下の範囲で使用可能な外壁の強調色（アクセントカラー）については、この限りではない。 ・ 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分については、この限りではない。 ・ 工作物の色彩は、建築物の外壁基準色の範囲において、かつ、近隣の建築物や工作物との調和に配慮し、周辺の環境から突出しないようなものを使用する。 	色 相	明 度	彩 度	無彩色	9.5 以下	—	Y R、Y	8.0 以上 9.5 以下	2 以下	8.0 未満	4 以下	上記の色相以外	8.0 以上 9.5 以下	1 以下	8.0 未満	2 以下	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5 以下	—	Y R、Y	5 以下	4 以下	上記の色相以外	5 以下	2 以下
色 相	明 度	彩 度																											
無彩色	9.5 以下	—																											
Y R、Y	8.0 以上 9.5 以下	2 以下																											
	8.0 未満	4 以下																											
上記の色相以外	8.0 以上 9.5 以下	1 以下																											
	8.0 未満	2 以下																											
色 相	明 度	彩 度																											
無彩色	5 以下	—																											
Y R、Y	5 以下	4 以下																											
上記の色相以外	5 以下	2 以下																											
建築付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋、設備類は、建築物と一体化させる。それが困難な場合は、ルーバーなどにより囲み、修景を施す。 ・ 壁面の配管類、屋外用パワーコンディショナーなどは、建築物と一体化するか、又は、視点場（1～4）や通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなどの修景を図る。 ・ 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。 ・ 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射の物を使用するよう努める。 ・ 太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。 ・ 太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。 ・ 風力発電設備は、原則として屋根又は屋上等に設置しないものとする。 																												

項目	景観形成基準
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> • 屋上広告は設置しない。 • 突出看板は、建築物等と一体化を図り、看板の面積は最小限に留める。 • 広告塔など独立した屋外広告物を設置する場合は、集約化、小面積化、デザインの高質化、落ち着いた色合いを使用するなど、周辺景観との調和に配慮する。 • 光源が点滅するネオンサイン等を行わない。 • 一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から 10m以内及び風致地区内における屋外広告物は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①壁面広告、突出看板は、地色を外壁と同系色とする。 ②広告塔、広告板は、脚柱をダークブラウン、地色を色彩基準の屋根基準色の範囲内とする。 ③日除けのれんなどは、落ち着いた色合いとする。 <p>ただし、上記において、木材や石材などの自然素材を活用する場合はこの限りではない。</p>
サイン	<ul style="list-style-type: none"> • 富士山本宮浅間大社の門前町や歴史的雰囲気との調和に配慮した材質、色彩、デザインとなるよう工夫する。
ストリートファニチャー	<ul style="list-style-type: none"> • ベンチやモニュメントなどは、富士山本宮浅間大社の歴史性と神田川のうらおいある緑や水辺に配慮したデザインとする。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> • 一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から 10m以内及び風致地区内に設置する場合は、周辺景観と調和するようダークブラウンやグレーベージュなどとする。
照明	<ul style="list-style-type: none"> • 柔らかな光源色の落ち着いたきのある照明を採用し、情緒ある夜間景観の演出に努める。

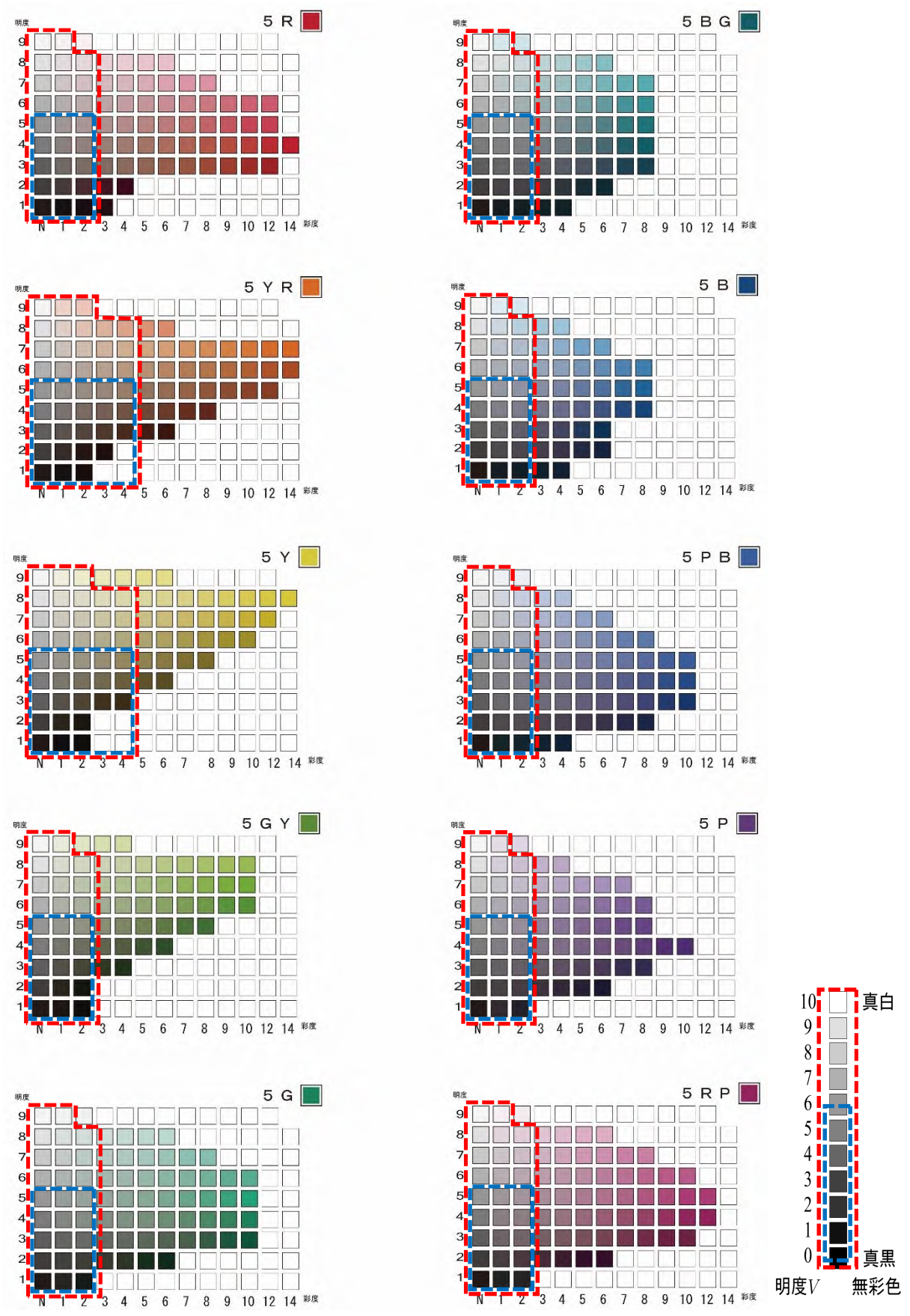
項目	景観形成基準
緑化など	<ul style="list-style-type: none"> • 既存の樹木は、建築物配置の工夫、移植などにより、出来る限り残すように努める。 • 敷地内空地の緑化に努める。その際、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木との調和を得られる樹種とする。 • 屋上緑化、ベランダ緑化、外壁面のツル性植物などによる垂直緑化により、緑視率を高める。 • エントランス、敷地コーナーなど人通りの多い場所には、植栽などによりうるおいを与える演出に努める。 • 敷地内の道路に面する部分は、中高木を主体とする植栽により、歩行者等から見た効果的な緑化を図る。 • フェンス、柵などが機能上必要な場合は、周辺景観に調和したデザインとし、可能な限り前面の緑化修景に努める。 • 視点場を結ぶ動線上や神田川沿いの歩行空間を中心に、季節感のある花を用いたまち並みを彩る修景植栽など、水と緑が調和したうるおいのある景観形成に努める。

<参考：色彩基準>

■使用できる明度・彩度の範囲・例示

色彩許容範囲

- 外壁基準色
- 屋根基準色



2-4 朝霧高原地区

①届出対象行為

建築物の新築など	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
工作物の新築など	工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの。 ・高架水槽、冷却塔、煙突、排気塔、電波塔（自家用のテレビアンテナ等を除く）、記念塔、記念像、遊戯施設（観光用昇降機、コースター、観覧車など）、石油タンク、ガスタンク、サイロ、屋外に設置されたクレーン等の生産設備、太陽光発電設備、風力発電設備、その他これらに類する物件。

②景観形成基準

- ・自然公園特別地域内（道路中心から 100m の範囲）は、自然公園法により定められた基準に従うものとする。
- ・市域全域の行為の制限の対象となる規模の行為については、市内全域の基準にも従うものとする。

		景観形成基準
建築物	配置	・主要な眺望点や道路から見たとき、草原景観を遮る位置への配置を避けること。
	高さ	・主要な眺望点や道路から見たとき、富士山や天子山系の稜線を遮らない建築高とする。 ・建築物の高さは 13m 以下とする。ただし、景観上支障のない場合はこの限りではない。
	色彩	・外壁、屋根の色彩は、市域全域の景観形成基準によるものとする。ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材、ガラス等の材料によって仕上げられる部分についてはこの限りではない。
工作物	配置	・主要な眺望点や道路から見たとき、草原景観を遮る位置への配置を避けること。 ・主要な眺望点や道路から見たとき、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 ・太陽光発電設備は、できるだけ通りから見えない位置に設置する。
	形態	・周辺景観に馴染む形態とする。
	色彩	・色彩は、建築物の外壁基準色の範囲において、富士山や朝霧、天子山系の山々の景観と融和する色を基調とする。 ・富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、電波塔などの色彩については、ダークブラウンとする。
木竹	植林	・主要道路から草原を望める位置での植林は避けること。 ・植林の樹種は、朝霧高原地域の植生に配慮すること。

参考 推薦するデザイン等

地域の景観をより良いものとするため、前述の景観形成基準と合わせて、この推薦デザインを考慮してください。

		推薦するデザイン
建築物・工作物	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、壁面は主要道路から極力後退させるものとする。 ・富士山眺望を望める位置に配置する場合には、後背の樹林よりも低い高さを基本とする。後背に樹林の無い場合には、必要最低限の高さとする。
	外部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状は、原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、勾配は10分の2以上とする。ただし、水平投影面積10㎡以下の小規模な車庫、倉庫等を除く。色彩は原則として灰黒系色（明度4.9以下、彩度0.5）又は焦げ茶色（市域全域の屋根基準色のうち色相R、YR、Y）とする。 ・壁面は努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとし、色彩は、茶系色（市域全域の外壁基準色のうち色相がR、YR、Y）、灰色（明度7.9～5、彩度0.5）とする。 ・複数の建物のある敷地では、全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・外柵は原則として生垣、築地等とし、ネットフェンス等による場合は、できる限りフェンスの道路側に植栽を行う。 ・門柱、標識、照明灯、牧柵等は、周囲の雰囲気荒らさないような、落ちついたデザイン、材質、色彩とする。
	修景緑化方法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う場合には、草原景観と調和する樹種、高さの樹木を選定する。